

平成28年度決算に係る資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度港湾整備事業特別会計決算に係る資金不足比率について、次のとおり公表します。

平成28年度港湾整備事業特別会計資金不足比率

記

| 特別会計の名称 | 港湾整備事業特別会計 |
|---------|--------------------|
| 資金不足比率 | — (資金剰余のため該当なし) |

※ 資金不足額がないため、比率を「—」で表示しています。
資金不足比率の経営健全化基準は、20%です。

【お問い合わせ先】 総務課 財政・管財担当 電話番号 059-366-7008